

第4回県立高等学校あり方検討会次第

令和7年（2025年）5月26日（月）9：30～
県庁防災センター201会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）会議の公開・非公開について 9:40～9:45

（2）魅力ある学校づくりに向けた取組について 9:45～11:20

～質疑・協議（休憩含む）～

（3）提言書（案）について 11:20～11:55

～質疑・協議～

4 閉会

< 配付資料 >

- ・会議次第等冊子
- ・【検討資料1】魅力ある学校づくりに向けた取組について（たたき台）
- ・【検討資料2】提言まとめ（案）
- ・【参考資料1】魅力ある学校づくりに向けた取組に係る参考資料
- ・【参考資料2】本県の高等学校配置等
- ・【参考資料3】検討を進めるための参考資料

第 4 回県立高等学校あり方検討会 座席表

森委員		櫻井委員		松下会長		田中副会長		永田委員		岩本委員	
竹崎委員										中村委員	
吉良委員										蓑田委員	
田中委員										竹下委員	
宮嶋委員										星田委員	
堤 委員										村上委員	
山口委員										友村委員	

【出入口】

藤岡市町村教育局長	加藤教育総務局長	木山教育理事	越猪教育長

【出入口】

県立高等学校あり方検討会委員名簿

令和 7 年（2025 年）5 月 26 日現在

	No	氏 名	所 属・役 職
学識経験者	1	松下 琢	崇城大学 生物生命学部 教授
	2	田中 尚人	国立大学法人 熊本大学 大学院先端科学研究部 准教授
各種団体 関係者	3	櫻井 一郎	熊本県産業教育振興会 副会長（櫻井精技株式会社 代表取締役）
	4	永田 佳子	熊本経済同友会 常任幹事（株式会社くまもとKDSグループ 代表取締役）
	5	森 紀子	熊本日日新聞社 編集局次長兼地域報道本部長
	6	岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 代表理事
議会・ 行政関係者	7	竹崎 和虎	熊本県議会 教育警察常任委員会 委員長
	8	中村 亮彦	熊本県議会 総務常任委員会 委員長
	9	蓑田 誠一	熊本県都市教育長協議会 会長（水俣市教育長）
	10	吉良 智恵美	熊本県町村教育長会 会長（大津町教育長）
学校教育 関係者	11	田中 篤	熊本県公立高等学校長会 会長（熊本高等学校長）
	12	竹下 文則	熊本県私立中学高等学校協会 会長（文徳高等学校・文徳中学校長）
	13	宮嶋 久美子	熊本県私立中学高等学校協会 副会長（八代白百合学園高等学校長）
	14	星田 正治	熊本県中学校長会 会長（熊本市立江南中学校長）
	15	堤 浩利	熊本県中学校長会 副会長（菊陽町立武蔵ヶ丘中学校長）
	16	村上 正樹	熊本県公立高等学校PTA連合会 副会長（第二高等学校PTA会長）
	17	山口 法子	熊本県PTA連合会 会長（菊池市立菊池南中学校PTA副会長）
	18	友村 幸雅	熊本市PTA協議会 会長（熊本市立湖東中学校PTA会長）

第 4 回県立高等学校あり方検討会事務局関係者名簿

	所属・役職	氏名
1	教育長	越猪 浩樹
2	教育理事	木山 晋介
3	総括審議員兼県立学校教育局長	重岡 忠希
4	教育総務局長	加藤 栄一
5	市町村教育局長	藤岡 寛成
6	教育政策課長	岸良 優太
7	学校人事課長	清塘 文夫
8	文化課長	永田 清道（代理出席）
9	施設課長	花房 博
10	特別支援教育課長	西坂 紀彦
11	学校安全・安心推進課長	大塚 一幸
12	体育保健課長	濱本 昌宏
13	義務教育課長	梅本 和高
14	社会教育課長	福永 公彦
15	人権同和教育課長	角田 賢治
事務局		
1	高校教育課長	横川 修
2	高校教育課 政策監 高校魅力化推進室長	永田 健吾
3	高校教育課 審議員	折尾 知之
4	高校教育課 審議員	太田 浩樹
5	高校教育課 課長補佐	福山 清久
6	高校教育課 高校魅力化推進室 課長補佐	川崎 秀忠

オブザーバー

	所属・役職	氏名
1	知事公室 政策調整監	中川 太介
2	企画振興部 企画課長	受島 章太郎

協 議 依 頼 事 項

令和 6 年 7 月 1 6 日
熊本県教育庁高校教育課

< 経緯等 >

令和 2 年度に設置した「県立高等学校あり方検討会」においては、再編整備等の成果と課題を踏まえつつ、中学校卒業予定者の下げ止まりが続く令和 9 年までを見据えた検討がなされ、令和 3 年 3 月には「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくりへ～（提言）」（以下、「あり方提言」という。）が取りまとめられた。

本県教育委員会では、この「あり方提言」に基づき、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間に於いて、県立高校の魅力化に取り組んでいるところであるが、少子化の進展に歯止めがかからないことなどから、熊本市外の高校を中心に定員割れが続いている状況となっている。

さらに、本県の中学校卒業予定者数は、令和 10 年には 16,000 人を下回り、その 10 年後の令和 20 年には約 4,500 人減少することが見込まれており、将来的には、県立高校を現状のまま維持していくのは困難となる可能性がある。

一方で、地域の高校がなくなれば、高校の選択や遠距離通学など制限がかかることに加え、若い世代の流出などにより人口減少が進み、地域活力の低下につながることも懸念されるなど、高校のあり方を地方創生の観点から捉え直していくことも重要である。

< 協議依頼事項 >

令和 3 年 3 月の「あり方提言」の終期を迎える中、このような難しい課題に対してベストバランスを探りながら、概ね 10 数年先を見据えた県立高校のあり方について検討するため、次の 2 点について協議を依頼する。

- （１）将来を見据えた学校規模・学校配置等の考え方について
- （２）更なる魅力化に向けた今後の取組の方向性について

県立高等学校あり方検討会設置要項

(目的及び設置)

第1条 県立高等学校の現状と課題を踏まえつつ、今後の県立高等学校のあり方及び取組の方向性について検討するため、「県立高等学校あり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)の依頼により次に掲げる事項について協議する。

(1) 県立高等学校の学校規模・学校配置等の考え方に関する事項

(2) 県立高等学校の更なる魅力化に向けた今後の取組の方向性に関する事項

(3) その他県立高等学校のあり方に関し必要と認める事項

2 検討会は、協議の結果を取りまとめ教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討会は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、教育長が依頼する。

2 委員の任期は、承諾の日から令和7年(2025年)3月31日までとする。ただし、審議が令和6年度(2024年度)中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の収集)

第7条 会長は、必要があるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)4月24日から施行する。

県立高校あり方検討スケジュール

R7.5時点

